

鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用規則

〔 昭和 49 年 11 月 16 日 〕
〔 鳥取大学規則第 42 号 〕

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、鳥取大学（以下「本学」という。）鳥取地区文化系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第 2 条 共用施設の管理運営は、理事（教育担当）（以下「理事」という。）が行い、その事務は学生部生活支援課の所掌とする。

(使用の範囲)

第 3 条 共用施設は、本学における文化系サークル団体の集会及び音楽、美術系サークル団体の練習、制作活動に使用させるほか、本学学生のサークル団体の合宿研修に使用させるものとする。

(使用手続)

第 4 条 共用施設の使用を希望する団体は、代表者を定め、別紙様式による共用施設使用願を使用開始日の 7 日前までに、生活支援課に提出し理事の許可を受けなければならない。

(使用の変更)

第 5 条 共用施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用開始日の前日までにその旨を生活支援課を経て、理事に申し出て承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 使用者は、別に定める鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 7 条 使用者がこの規則に違反し、又は使用心得を遵守しないときは、共用施設の使用許可を取り消すことがある。

(損害の弁償)

第 8 条 使用者は、故意又は重大な過失により建物及び設備を滅失し、若しくはき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この規則は、昭和49年11月16日から施行する。

附 則 (略)

附 則 (平成16年4月1日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 17 日鳥取大学規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する